昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成19年8月10日発行（毎月10日）第514号

# 中央会

## 組合活性化情報

# わかやま

8
2007.8
No.514

- トピックス～ぶらくり丁の夏～
- くみあい元気ルポ
  （情報連絡員スポットライト）
- 中央会だより
- 全国先進組合事例

和歌山県中小企業団体中央会

No.514

2007.8

# WAKAYAMA

# Contents


今月のトピックス ―― 1
- 「ＫＩＭＯＮＯぶらくり2007」　～ぶらくり丁商店街～

ステップアップ講座 ―― 2
- 「組合のための税務・会計セミナー」ＰＡＲＴII

施策情報 ―― 4
- 中小企業白書のポイント（中小企業庁）ＰＡＲＴIII
- 雇用保険法が変わります！

会員だより ―― 10
- 飲食業生活衛生同業組合40周年

くみあい元気ルポ（情報連絡員スポットライト） ―― 11

中央会だより ―― 12
- 山東省との経済協力覚書調印式
- 山東省商談会・市場調査のご案内
- 速報！！労働事情実態調査
- 外国人研修生講習会
- 若者と中小企業とのネットワーク構築事業
- 全国大会開催案内
- 組合青年部講習会開催のご案内

全国先進組合事例 ―― 17

高年齢者雇用確保措置 ―― 20

地域の就職支援活動 ―― 21

情報連絡員報告 ―― 22

共済制度のご案内 ―― 24

# 今月のトピックス

# “ぶらくり丁の夏”真っ盛り！

県下最大の繁華街として発展してきたぶらくり丁。その歴史は古く、およそ170年前にさかのぼり、以来綿々と伝統を紡いできました。

ぶらくり丁周辺は、和歌山城を間近に臨み、京橋・中橋の内川沿いには遊歩道も整備され、散策の魅力に溢れています。

今夏、7月16日、和歌山大学経済学部観光学科の学生80人が、ぶらくり丁を舞台に着物姿で集結！「ＫＩＭＯＮＯぶらくり2007」が華やかに開催されました。

特設ステージでは「着物文化論」を受講する学生達が、クイズを交えながら着物の着付けや芸術性、その歴史について紹介。

着物の良さを改めて知ることの出来る様々なプレゼンテーションには、浴衣姿で楽しむカップルや家族連れも大注目。

地域の活性化を目指す商店街を背景に若者達が元気一杯のパフォーマンスを繰り広げ、夏のひとときを大いに盛り上げました。

ぶらくり丁商店街（協）
北ぶらくり丁商店街（振）
中ぶらくり丁商店街（振）
ぶらくり丁大通り商店街（振）
東ぶらくり丁商店街（振）
本町商店街（振）

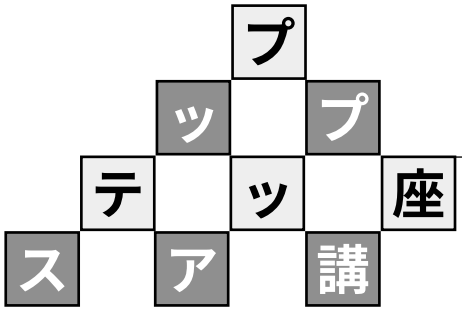


# 「組合のための税務・PART II

平成19年4月1日に「中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律」が施行され、組合の制度の改正がなされましたが、今回は決算関係書類等に関する改正点を説明します。

## 1　通常総会までの手続きと法人税等の申告期限の延長

通常総会開催の手続きには、改正前に比べて大幅な日数が必要となります。(3月号「改正組合法等の施行に際しての当面の留意点について」P5〜6参照)

つまり決算関係書類を作成 ⟶ 監事への提出 ⟶ 監事の監査、監査報告の作成・通知 ⟶ 理事会招集通知の発出 ⟶ 理事会の開催 ⟶ 決算関係書類の備置き ⟶ 総会招集通知の発出 ⟶ 通常総会開催までの手続きが必要になります。

従来通り、事業年度末日から2ヶ月以内に通常総会を開催するためには、この手続きに要する日程を予め確認する必要があります。具体的には、決算の出来上がり予定日、監事から監査報告をうける予定日、理事会の招集通知及び理事会の予定日、決算関係書類の備置きの予定日、定時総会の招集通知及び定時総会の予定日を決め、これらの日程が組合法や定款の規定に違反していないかを確認しなければなりません。規定どおりにいかなければ、決算をより早く仕上げる、監事の監査を早く受ける、理事会・総会招集の期日を定款で短縮する、あるいは理事または組合員の全員の同意を得るなどの対策が必要です。

しかしながら、通常総会の2週間前迄に決算関係書類・事業報告書を備え置きする要件は、対策をとりようがないので、事業年度末日から2ヶ月以内に通常総会を開催するのが困難となるケースが多くなると思われます。

そこで、定時総会を事業年度末日から3ヶ月以内の開催に変更する方法を検討します。総会の議決と行政庁の認可を経て定款を変更（総会の開催時期）すれば、3ヶ月以内の開催が可能になります。

これに伴い、法人税・法人事業税・法人市県民税の確定申告の申告期限の1ヶ月延長の特例を必ず受けておく必要があります。通常の場合、法人税等の申告は、確定した決算に基づき（総会の決議）事業年度末日から2ヶ月以内にしなければなりません。申告期限の延長を受けていない場合、2ヶ月以内に決算が確定しないため、期限後申告になり税務上重大な損失を組合にもたらします。

申告期限の延長を受けようとする事業年度末日（定款変更の総会の議決、行政庁の認可等が必要なため早めの対応が必要）までに税務署・県税事務所に申告期限延長の特例の申請をし、提出期限が延長されると、事業年度末日から3ヶ月以内の申告・納付でよくなります。ただし1ヶ月延長された期間の法人税額等に対しては利子税が課せられるので、実務的には事業年度末日から2ヶ月以内にその法人税額等を見込納付します。

消費税については申告期限の延長の措置はないので、従来通り事業年度末日から2ヶ月以内に申告納付しなければなりません。

## 2　施行規則に基づく決算関係書類、事業報告書、監査報告書の作成

組合が作成する決算関係書類（財産目録、貸借対照表、損益計算書、剰余金処分案、又は損失処理案）・事業報告書・監査報告書については法令上特段の作成基準が示されていませんでしたが、施行規則に基づき作成が義務づけられ具体的な作成基準が定められました。

(1)　貸借対照表・・・一定の日時における組合の財政状況を明らかにする資産・負債・純資産の対照表である。今回の改正で貸借対照表の表示に関して規定が設けられた。

①貸借対照表は、資産・負債・純資産の部に区分

# 会計セミナー」

税理士　後 安 宏 彦

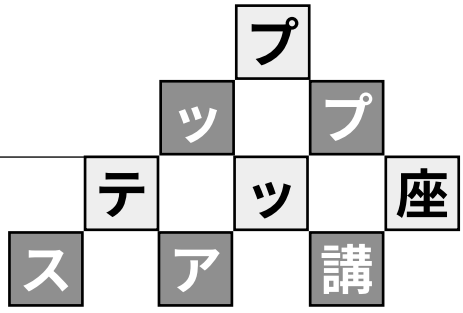


して表示しなければならない。

②資産の部は、流動資産・固定資産・繰延資産に区分しなければならない。

③固定資産は、有形固定資産・無形固定資産・外部出資その他の資産に区分しなければならない。

④負債の部は、流動負債・固定負債に区分しなければならない。

⑤純資産の部は、組合員資本、評価・換算差額等に区分しなければならない。

⑥組合員資本は、出資金・資本剰余金・利益剰余金に区分しなければならない。

作成上の留意事項・・・年度末に脱退する組合員がある場合は、当該出資金を未払金に計上し、期末出資金に対する出資口数を事業報告書の期末の出資口数に合致させ、変更登記をする必要がある。重要な会計方針・会計方針の変更等の脚注事項は、内容が明らかになるよう記載する。

(2) 財産目録・・・まず資産の内容を示し、ついで負債の内容を示し、その差額を正味財産として表示するものである。取得原価基準により作成し、貸借対照表と同一科目を使用する。

貸借対照表様式例

貸借対照表
平成　年　月　日

| （一資産の部） | | （二負債の部） | |
|---|---|---|---|
| Ⅰ流動資産 | | Ⅰ流動負債 | ××× |
| 1 現金預金 | ××× | Ⅱ固定負債 | ××× |
| 2 売掛金 | ××× | 負債合計 | ××× |
| 3 商品 | ××× | （三純資産の部） | |
| 流動資産計 | ××× | Ⅰ組合員資本 | |
| Ⅱ固定資産 | | ⅰ 出資金 | ××× |
| ⅰ 有形固定資産 | | ⅱ 資本剰余金 | ××× |
| 1. 建物 | ××× | ⅲ 利益剰余金 | |
| 有形固定資産計 | ××× | 1 利益準備金 | ××× |
| ⅱ無形固定資産 | ××× | 2 その他の利益剰余金 | |
| ⅲ外部出資その他の資産 | | （1） 教育情報費用繰入金 | ××× |
| 1.外部出資金 | ××× | （2） 組合積立金 | ××× |
| 外部出資その他の資産計 | ××× | （3） 当期未処分利益剰余金 | ××× |
| 固定資産計 | ××× | 当期純利益金額 | ××× |
| | | 前期繰越剰余金 | ××× |
| Ⅲ繰延資産 | | 利益剰余金計 | ××× |
| 1 開業費 | ××× | Ⅱ評価･換算差額等 | ××× |
| 繰延資産計 | ××× | 純資産合計 | ××× |
| 資産合計 | ××× | 負債及び純資産合計 | ××× |

財産目録様式例

財産目録
平成　年　月　日　　円

| | | | |
|---|---|---|---|
| 一　資産の部 | | | |
| Ⅰ流動資産 | | | |
| 1 現金預金 | | | |
| （1）現金 | | ××× | |
| （2）預金 | ①当座預金○○口 | ××× | |
| | ②普通預金○○口 | ××× | 計××× |
| 2売掛金 | | | ××× |
| 3商品 | | | ××× |
| 流動資産計 | | | ××× |
| Ⅱ固定資産 | | | |
| ⅰ有形固定資産 | 取得金額 | 償却累計額 | |
| 1車両運搬具 | ××× | ××× | ××× |
| 有形固定資産計 | | | ××× |
| ⅱ無形固定資産 | | | ××× |
| ⅲ外部出資その他の資産 | | | ××× |
| 固定資産計 | | | ××× |
| Ⅲ繰延資産 | | | ××× |
| 資産合計 | | | ××× |
| 二　負債の部 | | | |
| Ⅰ流動負債 | | | ××× |
| Ⅱ固定負債 | | | ××× |
| 負債合計 | | | ××× |
| 三　正味財産の部 | | | |
| Ⅰ正味財産 | | | ××× |

# 2007年版中小企業白書のポイントⅢ

## ＜第3部：テーマ分析②＞経済構造の変化にチャレンジする中小企業

景況の回復が遅れている中小企業が、企業間の取引関係や雇用において、大企業と比較してどのような立場におかれているかを把握する。

## 1．変容する企業間取引構造

○ 近年、企業間の取引構造は、長期的・固定的なものから、多面的なものへと変化しつつあると言われる（いわゆる取引関係の「メッシュ化」）。

企業間取引関係の概念図

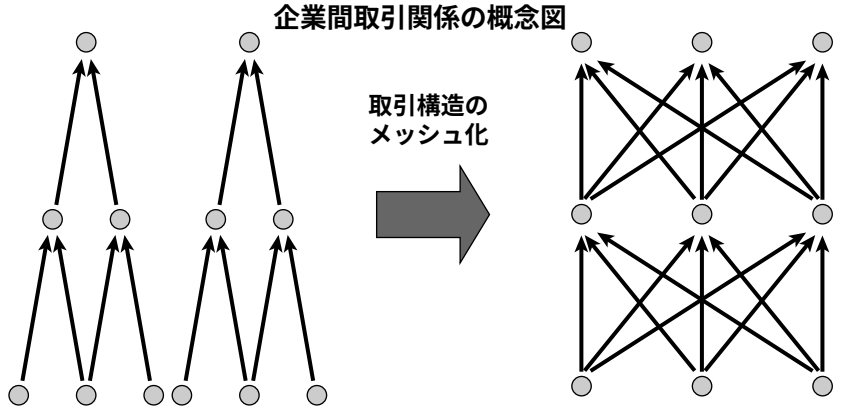


### ＜製造業におけるメッシュ化の現状＞

○ 製造業14万社の取引先データを、上場企業との取引を起点として整理。
○ 輸送用機械製造業に属する上場企業に直接又は間接的に販売を行っている企業群全体の販売先を見ても、同製造業以外への販売先数も相当にのぼる。
○ 製造業全体の取引構造を概観すると、従来の「系列取引」の概念を外れた独立型企業が多く存在するとともに、様々な取引関係が存在していることが分かる。

### ＜企業間取引関係の変化＞

○ 過去10年間で、企業の仕入先、販売先数は増加傾向。一方で、大口取引先との取引額シェアは減少。取引関係の「メッシュ化」が進展している。

10年前と比較した販売先・仕入先企業数の動向

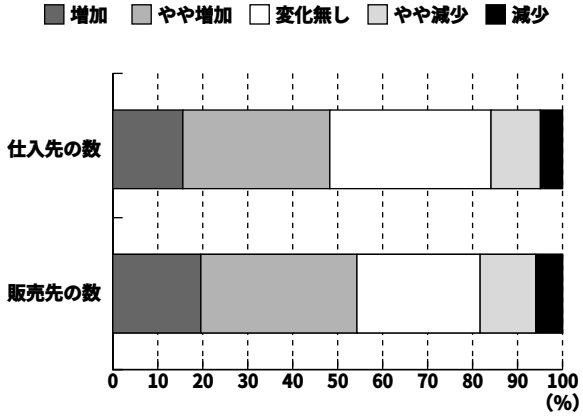


10年前と比較した大手取引先のシェア

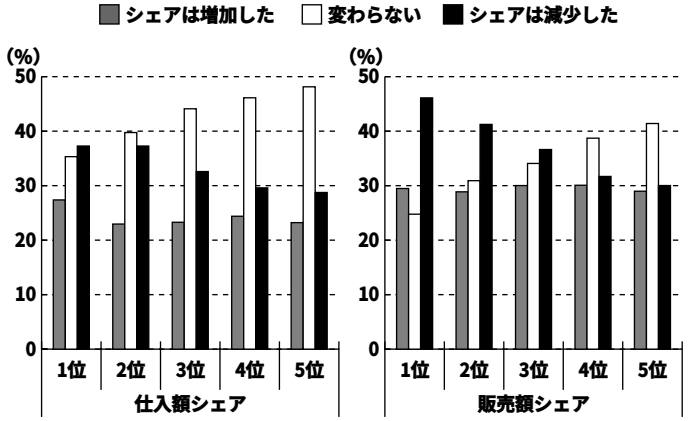


資料・㈱富士通総研「企業間取引関係の変化に関する実態調査」（2006年12月）

○　仕入先、販売先数増加の背景にあるメリットとしては、売上高の増大、必要となる仕入の確保、リスク分散、有利な取引条件を提示する企業の選別などがある。

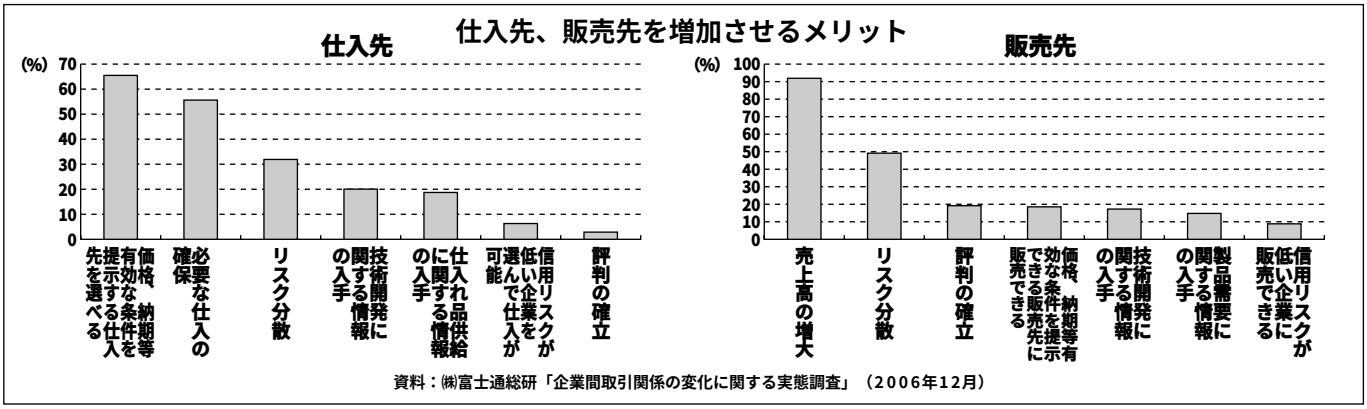

資料：㈱富士通総研「企業間取引関係の変化に関する実態調査」（2006年12月）

○　メッシュ化が進展しているにもかかわらず、企業間でやりとりされる1社あたりの情報の量は増加。特に、取引先を増加させた企業でこの傾向が著しい。

## ＜「メッシュ化」と「緊密化」を両立させる企業の特徴＞

○　販売先の増加にもかかわらず、各販売先との情報のやりとりを緊密化している企業は、売上高も堅調に推移。
○　「メッシュ化」と「緊密化」を両立させる企業の特徴は、①安定した品質を求められる製品を製造、②技術交流に積極的、の2点。

# 2．企業間の取引条件が中小企業に及ぼす影響

## ＜販売価格の決定＞

○　販売価格を自社が決定するケースが約1割。話し合いで決めるケースが約6割。主要販売先が決定するケースが約2割。
○　販売価格を主要販売先と話し合いで決定している中小企業は、有利に価格設定を行っている。
○　技術力・技能が販売価格に反映されていない要因は、企業により様々である。
○　販売先を多様化することで、価格交渉力を高められる。

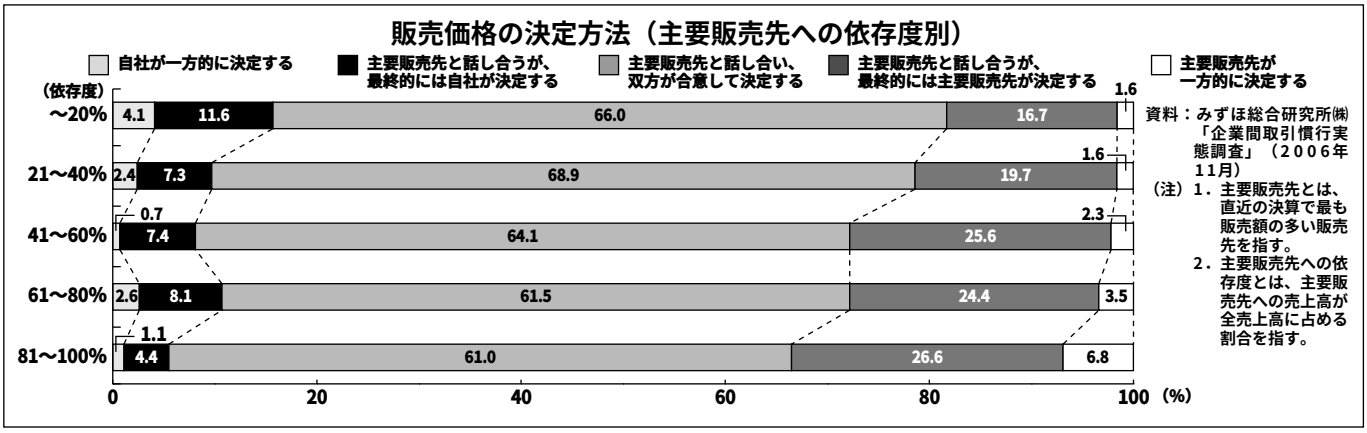

資料：みずほ総合研究所㈱「企業間取引慣行実態調査」（2006年11月）
（注）1．主要販売先とは、直近の決算で最も販売額の多い販売先を指す。
2．主要販売先への依存度とは、主要販売先への売上高が全売上高に占める割合を指す。

## ＜取引条件の明確化・書面化＞

○　取引内容を書面で明確化することで、取引内容変更のリスクを小さくできる。

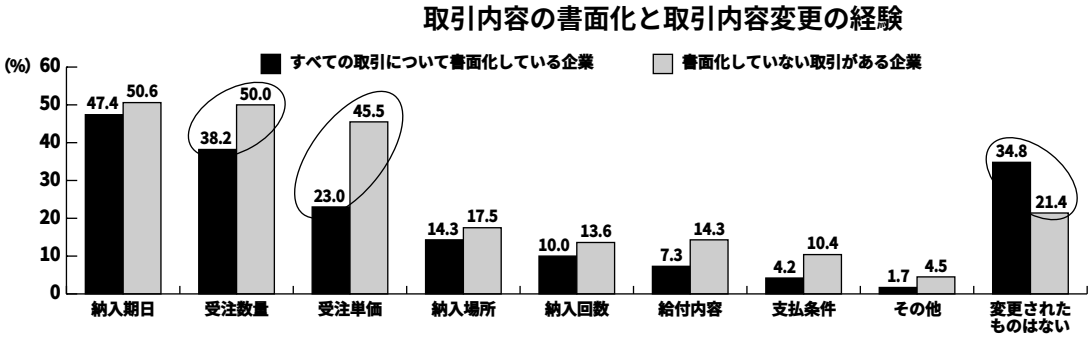

資料：みずほ総合研究所㈱「企業間取引慣行実態調査」（2006年11月）
（注）1．すべての取引について書面化しているか否かは、主要販売先との取引が対象となっている。
2．主要販売先とは、直近の決算で最も販売額の多い販売先を指す。
3．各項目について、「変更されたことがある」と回答した企業の割合を示している。
4．複数回答のため合計は100を超える。

○　基本的な項目については、取引条件が書面で明確化されている。
○　情報管理費や環境対策費の負担配分等の条件は、あまり取り決めがされていない。

## ＜生産後の取引条件＞

○　型（金型・木型等）を使用している中小製造業は、全体の約半分。
○　型の保管期間は、平均9.6年と非常に長い。
○　多くの中小企業が、型の保管費用を自社で負担。
○　型に関する取引条件を改善するためには、条件を書面で明確化することが必要。

## ＜企業間信用取引の動向＞

○　近年、企業間信用割合が低下傾向。原因は、支払手形割合の低下。

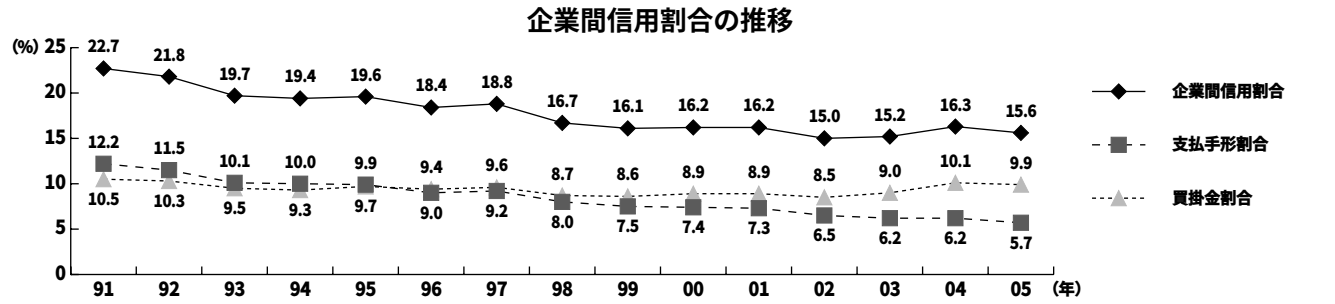


資料：財務省「法人企業統計年報」再編加工
（注）1．企業間信用割合＝（支払手形＋買掛金）／総資産×100　　2．資本金3億円以下の製造業について集計した。

○　手形を用いなくなる理由として、小規模企業は信用力向上を、中規模企業では、事務負担削減を挙げている。

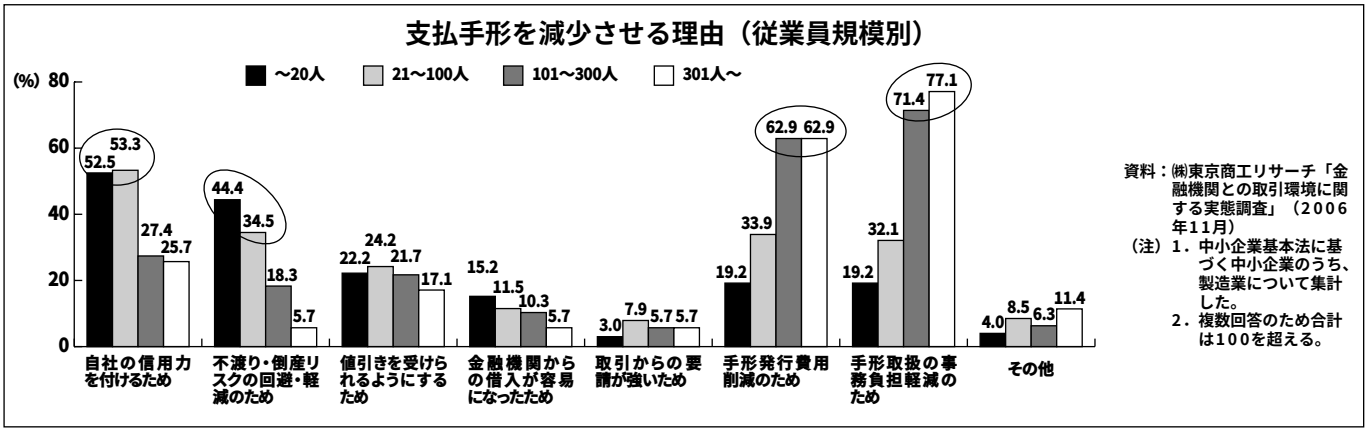


資料：㈱東京商工リサーチ「金融機関との取引環境に関する実態調査」（2006年11月）
（注）1．中小企業基本法に基づく中小企業のうち、製造業について集計した。
2．複数回答のため合計は100を超える。

○　規模が小さい企業の方が、支払サイト短縮化による影響が大きい。

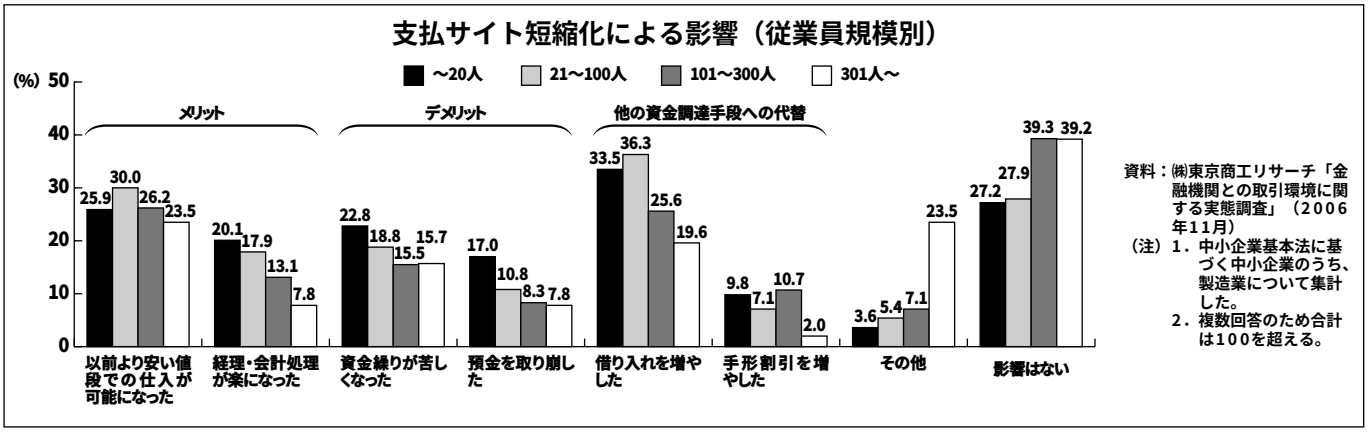


資料：㈱東京商工リサーチ「金融機関との取引環境に関する実態調査」（2006年11月）
（注）1．中小企業基本法に基づく中小企業のうち、製造業について集計した。
2．複数回答のため合計は100を超える。

## ＜研究開発における連携＞

○　研究開発を行っている企業の7～8割は他と連携している。
○　共同研究開発の連携先は、規模にかかわらず主要販売先が多い。
○　取引関係のない企業との連携や産学連携は、特許を取得しやすい。

### 共同研究開発の連携先と特許取得

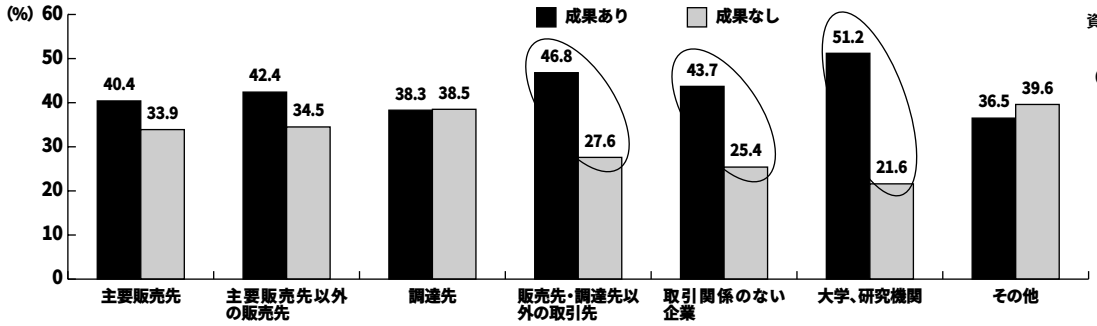


資料：みずほ総合研究所㈱「企業間取引慣行実態調査」（2006年11月）
（注）1．他と連携して研究開発を行っている中小企業を対象に集計した。
2．主要販売先とは、直近の決算で最も販売額の多い販売先を指す。
3．研究開発の成果として、特許取得の成果があった企業となかった企業の割合を集計した。

○　取引関係のない企業との連携は、無断特許出願をされるリスクも高い。

# 3．人的資本の蓄積に向けた中小企業の取組

## ＜90年代以降の雇用環境＞

○　2002年以降、有効求人倍率は増え続け、06年は1倍以上で推移。

### 有効求人倍率の推移

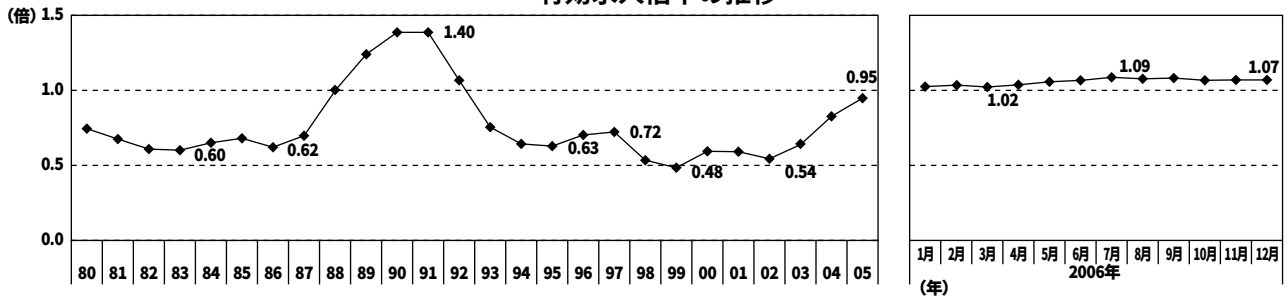


資料：厚生労働省「職業安定業務統計」
（注）：有効求人倍率について、年平均は実数値、月別は季節調整値（新規学卒者を除きパートタイムを含む）。

○　雇用環境が改善する中で、規模が小さい企業ほど、求人を増やしているが、雇用者数は増えていない。
○　非正規雇用者の増加は、02年以降、大企業で顕著。
○　中小企業では、個々の企業において正規雇用を非正規雇用で代替しているわけではない。

### 非正規雇用比率規模別推移

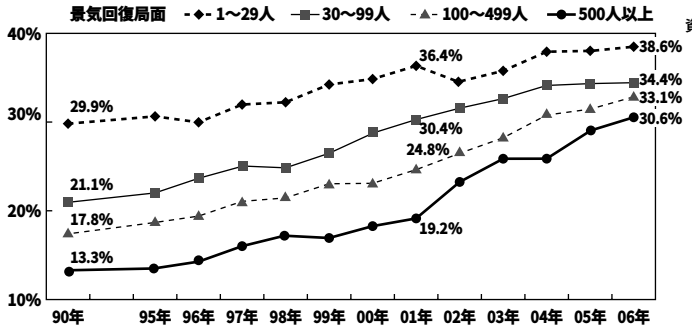


資料：総務省統計局「労働力調査特別調査（2001まで）／労働力調査詳細調査（2002以後）
（注）1．労働力調査特別調査データは各年2月調査を用いた。労働力調査データは、各年1月～3月の平均値を用いた。
2．非正規雇用者＝パート・アルバイト＋派遣、契約・嘱託社員、その他
3．非正規雇用者割合＝非正規雇用者／役員を除く雇用者数

## ＜中小企業における人材構成＞

○　人材構成において、最も必要なプロデューサー型人材は、他の人材に比して少ない。

### 企業における人材構成概念図

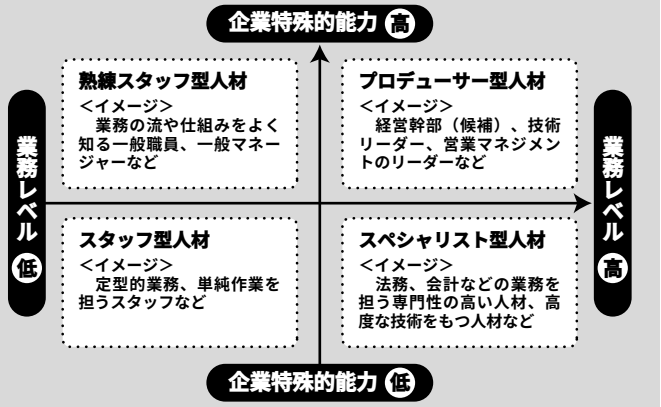


### 企業における人材構成割合（現在）

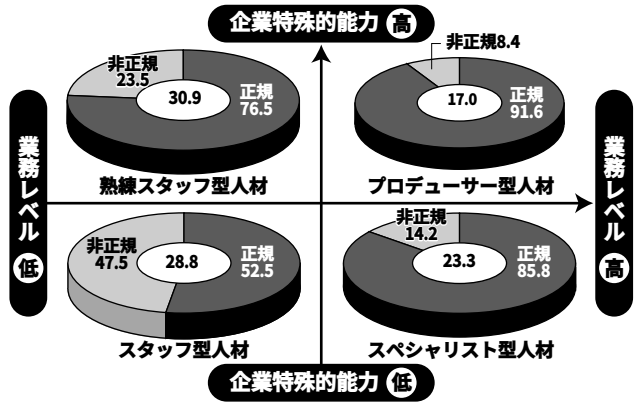


資料：㈱野村総合研究所「キーパーソンの育成や確保の実態に関するアンケート調査」（2006年11月）

○　最近10年間で、正規雇用プロデューサー型人材は減少。非正規スタッフ型は増加。
○　業況感の良い企業は、正規雇用プロデューサー型人材が増加。

## ＜中小企業を支えるキーパーソン＞

○　キーパーソンは、コアとなる業務を担う、他では代替のきかない人物で、代表者以外に1社で平均3人いる。

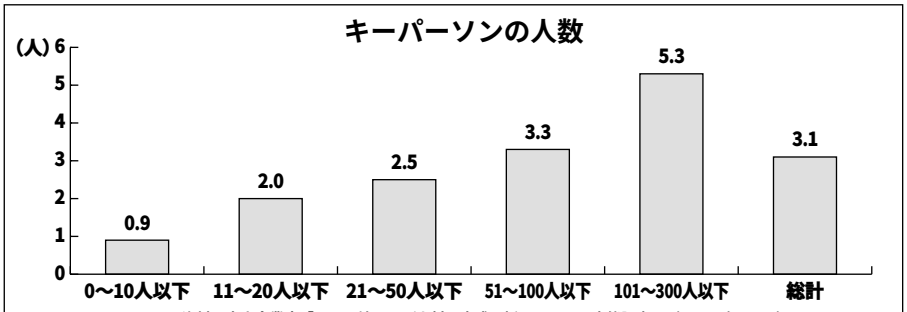

資料：中小企業庁「雇用環境および人材の育成・採用に関する実態調査」（2006年12月）

○　イノベーションを生み出す人材が不足している。

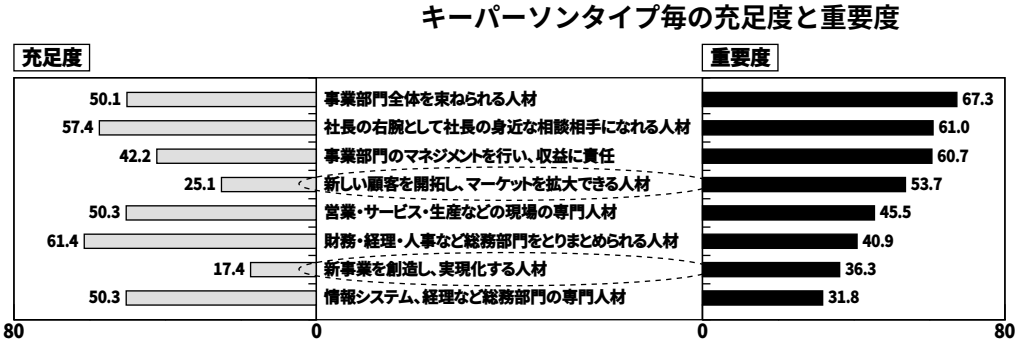

資料：㈱野村総合研究所「キーパーソンの育成や確保の実態に関するアンケート調査」（2006年11月）
（注）「重要度」はその人材が「大いに重要」と回答した割合、「充足度」はその人材が「十分充足している」または「ある程度充足している」と回答した割合を集計した。

○　キーパーソンは、中途採用が多く、入社時には選別されていない。

## ＜人材の確保・育成に向けた取組＞

○　キーパーソンのキャリアでは、自己啓発、多様な職務経験が重要。だが、経営者と認識にギャップがある。

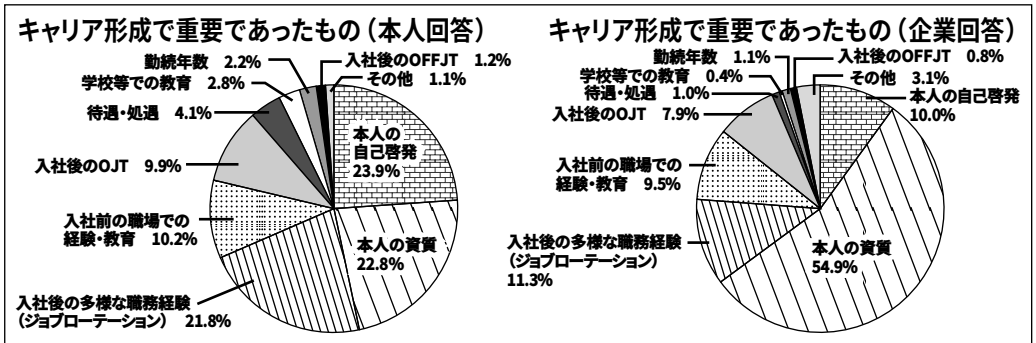

資料：野村総合研究所「キーパーソンに関するアンケート＜キーパーソン向け＞」（2006年11月）
資料：中小企業庁「雇用環境および人材の育成・採用に関する実態調査」（2006年12月）

○　人材育成は、主にOJT。ジョブローテーションや自己啓発への支援は少ない。
○　キーパーソンの確保・育成の課題は、「数が足りない」「能力不足」。
○　キーパーソンは、仕事のやりがいや自己の能力発揮を求める。

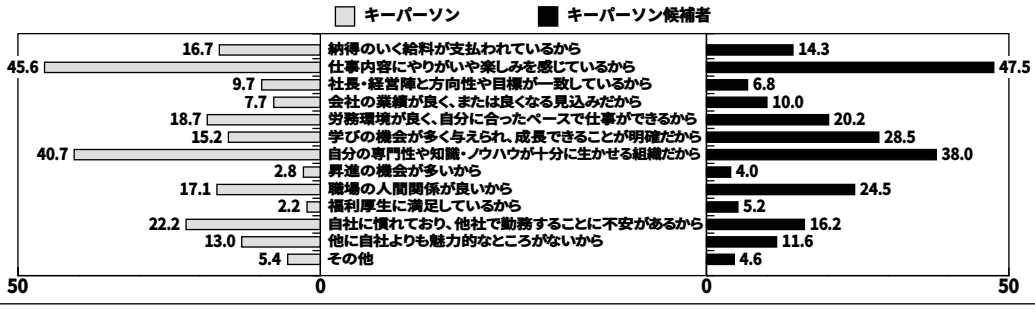

資料：野村総合研究所「キーパーソンに関するアンケート＜キーパーソン向け＞（2006年11月）
野村総合研究所「キーパーソンに関するアンケート＜キーパーソン候補者向け＞」（2006年11月）

# 雇用保険法が変わります！

## ～雇用保険被保険者のみなさまへ～

## ① 雇用保険の受給資格要件が変わります

- これまでの週所定労働時間による被保険者区分（短時間労働者以外の一般被保険者／短時間被保険者）をなくし、雇用保険の基本手当の受給資格要件を一本化します。
- 原則として、平成19年10月1日以降に離職された方が対象となります。

**旧**
- 短時間労働者以外の一般被保険者 ……> 6月（各月14日以上）
- 短時間労働被保険者（週所定労働時間20～30時間）……> 12月（各月11日以上）

⬇

**新**
雇用保険の基本手当を受給するためには、週所定労働時間の長短にかかわらず、原則、**12月（各月11日以上）**の被保険者期間が必要。

※倒産・解雇等により離職された方（注）は、6月（各月11日以上）が必要。

（注）詳しい条件等は、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお問合せください。

## ② 育児休業給付の給付率が50％に上がります

- 給付率を休業前賃金の40％から50％に引き上げます。
- 平成19年4月1日以降に職場復帰された方から平成22年3月31日までに育児休業を開始された方までが対象となります。

**旧**
- 休業期間中　30％＋職場復帰後6か月　10％

⬇

**新**
- 休業期間中　30％＋職場復帰後6か月　20％

※育児休業給付の支給を受けた期間は、基本手当の算定基礎期間から除外されます（平成19年10月1日以降に育児休業を開始された方に適用）。

## ③ 教育訓練給付の要件・内容が変わります

- 本来は「3年以上」の被保険者期間が必要である受給要件を、当分の間、初回に限り「1年以上」に緩和します。
- また、これまで被保険者期間によって異なっていた給付率及び上限額を一本化します。
- いずれの措置も、平成19年10月1日以降に指定講座の受講を開始された方が対象となります。

**旧**
- 被保険者期間3年以上5年未満　20％（上限10万円）
- 被保険者期間5年以上　40％（上限20万円）

⬇

**新**
- 被保険者期間3年以上　20％（上限10万円）
（初回に限り、被保険者期間1年以上で受給可能）

✪ 詳しくは、都道府県労働局職業安定部又はお近くの公共職業安定所（ハローワーク）にお尋ねください。
✪ 雇用保険法の改正の概要はホームページをご覧ください。http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyou/koyouhoken05/index.html

# 会員だより

## ～ 和歌山の“食”に寄与して40周年！～

7月4日（水）、アバローム紀の国において、和歌山県飲食業生活衛生同業組合創立40周年記念式典が開催されました。

組合設立以来、着実な歩みを続け、昨今の厳しい環境下においても“魅力と活力ある組合づくり”の理念のもと、組合員一同で迎えた40年です。

この間、地元の名物や吟味された食材を使った『郷土料理展』の開催や、お客さまへの親切丁寧な接遇を重点にした「愛される組合」を目指し、積極的な事業展開を心掛けてきました。

式典では多数の来賓出席のもと、功労者の表彰式、記念祝賀会などが行われ、組合員一同、今後の業界発展に尽力する決意を新たにしました。

**和歌山県飲食業生活衛生同業組合**

和歌山市小松原通1丁目3番地の5

ＴＥＬ：073-423-2132

しみあい元気ルポ

# 新 情報連絡員スポットライト

## ～ 和歌山市青果仲卸業協同組合 ～

今月号は、今年度新たに情報連絡員に就任された森本高文氏にお話をお伺いしましたので、その内容をご紹介させていただきます。

### 組合プロフィール

森本理事長

昭和49年に現在の中央卸売市場が開場されるに伴い、それまで任意に結成されていた4組合が統合し、現協同組合が設立された。

設立当初は市当局より青果仲卸業者として認可された55社で結成されたが、その後、廃業等で組合員は37社となっている。

総務部、会計部、蔬菜（そ）部（野菜）、果実部、事業部、青年部の6部門を組織し、業界の全国組織の一員として情報の収集を行いながら、関係諸団体との交流を図っている。

### 業界近況について

青果仲卸業界の景況は悪化しており、組合員の約4割は赤字です。スーパーと取引の有る組合員は良いですが、商品単価の低下や小売業者の減少、外食産業やコンビニ業界が独自に商品を仕入れるといった事が悪化の要因として挙げられます。

また、仕事が朝非常に早く、その割には収入もあまり見込めない事から、当業界も後継者難であります。

### 組合ＰＲ

当組合の最大事業は組合員が荷受会社から仕入れる商品の代理精算を行い、組合員の地位保全と、営業活動に大きな役割を果たしている事です。

また、ロープやマジック、ホッチキスといった組合員の必要な消耗品の共同購買事業も実施しています。

その他の事業としては、野菜や果物を児童養護施設等に寄贈するボランティア活動を行っています。

### ご自身の日常について

早朝からの仕事なので、いつも睡眠不足気味です。平日は仕事が終わると、昼寝をしたりテレビを見たりと家でゆっくり休息しています。趣味は家族と旅行というかドライブですね（お聞きした所、新潟や山口などかなり長距離ドライブされているとの事でした）。ストレスに関しては、解消法というよりはあまり物事にこだわらない様にしてなるべくストレスを溜めない事ですかね。

# 中央会だより

## 中国山東省との経済協力枠組み覚書調印式開催!!

### ～中国輸出振興部会～

7月13日（金）、ダイワロイネットホテル和歌山にて、中国山東省との経済協力枠組み覚書調印式が開催されました。

この調印式は、平成16年に本会に中国輸出振興部会が設立され、翌17年に山東省東京事務所が開設されたことを機会に交流が深まり、また、17・18年に山東省での商談会・市場調査が実施され成果をあげたことから、より実質的な貿易、経済分野の協力と交流を促進するため、中央会、和歌山県商工観光労働部、中国山東省対外貿易経済合作庁の三者で実現の運びとなりました。

調印式終了後、歓迎レセプションが行われ、両国の交流はより一層深まりました。今後は、11月に開催される中国山東省済南市での商談会・市場調査等で協力してまいります。

**中国輸出振興部会に関するお問い合わせは、**
**中央会情報総務部（担当：田中・黒江）まで**
**TEL：073－431－0852**

# 山東省商談会・市場調査のご案内!!

## ～中国輸出振興部会～

中央会では、中国への輸出・工場進出等を計画している和歌山県企業と中国山東省企業との経済交流を図るべく平成17年度より山東省青島市において商談会・市場調査を実施しており成果をあげております。

今年度も山東省済南市において商談会・市場調査を開催いたします。

**商談会**

**県内企業の中国市場進出を図るべく開催！**

| | | |
|---|---|---|
| 行程 | 11月12日 | 関空出発、北京経由 |
| | 13日 | 市場調査 |
| | 14日 | 商談会 |
| | 15日 | 北京経由、関空着 |

**市場調査**

**経済発展が著しい山東省の生産・流通をはじめとした市場の現況把握を行い、新たな販売先や生産拠点を探す企業の輸出等海外展開を図るべく上記行程にあわせて開催します。**

**参加ご希望の方は、中央会までお申し出下さい。**
**TEL：073－431－0852（担当：田中・黒江）**

速報!!

# 和歌山県における賃金の改定状況

## ―中小企業労働事情実態調査―

**本会では、県内中小企業の労働事情の把握と、適正な中小企業労働対策に資するため、毎年継続的に労働事情実態調査を実施しています。**

**今回、調査項目の中から賃金の改定状況について集計できましたのでお知らせいたします。**

**19.7.13現在**

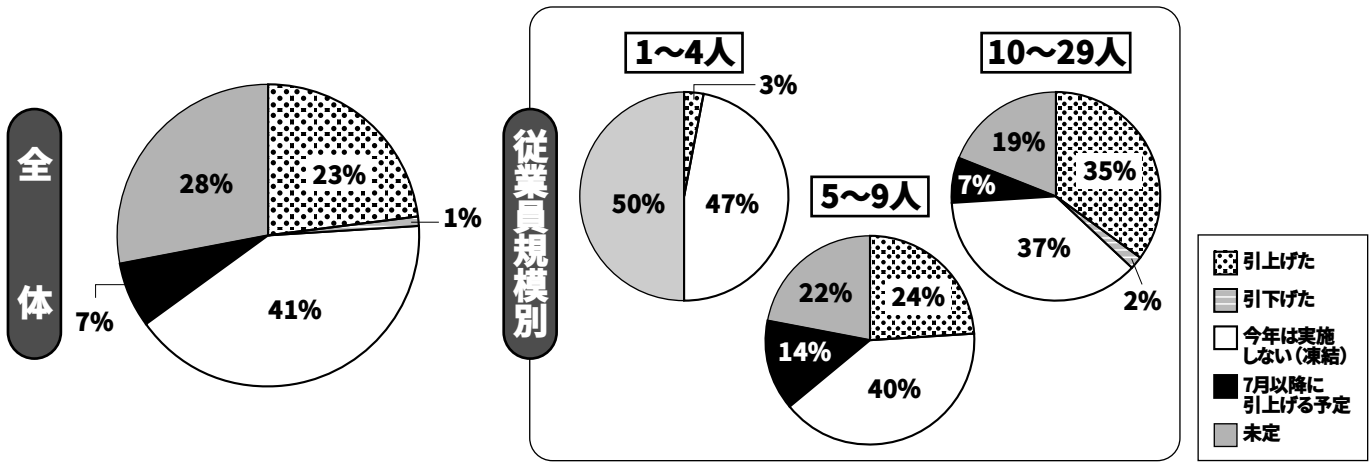

# 中央会だより

## 平成19年度
# 外国人研修生受入企業支援事業実施

7月4日（水）、ホテルグランヴィア和歌山に於いて外国人研修生・技能実習生受入企業（参加者約60社）を対象に開催しました。

和歌山県警より外国人研修生・技能実習生の失踪防止等についての講習会実施の協力要請もあり、外国人研修生共同受入事業の一層の適正実施と成果向上を図るため、昨年度に引き続き、支援事業の実施に至りました。

第1部では、和歌山県警察本部より「不法滞在者対策」について、第2部では、大阪入国管理局より「研修・技能実習制度」について資料をもとに詳細に説明され、ご指導いただきました。

本会では今後も、組合（第一次受入機関）及び組合員企業（第二次受入機関）に対し、外国人研修・技能実習制度を適正かつ円滑に推進できるよう支援していきます。

平成19年度事業開始

# 若者と中小企業とのネットワーク構築事業

## 和歌山ブライトカンパニーズ

若者と中小企業とのネットワーク構築事業（経済産業省委託事業）が、今年度もスタート。平成19年度の発足会、採用戦略セミナー・インターンシップセミナーを、7月24日（火）、ホテルグランヴィア和歌山において開催しました。

本事業は、景気が拡大し大企業が人材を独占しつつある中で、地域中小企業の魅力を若者に発信し、橋渡しを行うことにより、中小企業の人材確保を支援する事業であり、本会では平成18年度より実施しています。

具体的には、県内の意欲ある中小企業で「和歌山ブライトカンパニーズ」（約40社予定）を結成し、共同で採用活動を展開し、採用力アップのための相乗効果を目指すものです。本年度は、合同企業説明会の開催（年3回）、インターンシップの導入、企業見学バスツアーや、ホームページを立ち上げ積極的にＰＲ活動を展開していきます。

**合同企業説明会**

**日　時** ……
**8月31日（金）12：00～16：00**

**場　所** ……
**ホテルグランヴィア和歌山**

和歌山ブライトカンパニーズ（現在33社）では参加企業を募集しております。
詳細は情報総務部（田中：木本：中井）までお問い合せ下さい。

http://www.wabc.jp

# 中央会だより

## 全国大会開催のご案内

**第59回中小企業団体全国大会が東京都で開催されます。**

**日　時**

平成19年10月25日（木）
午後1：30〜4：00

**場　所**

東京都墨田区「国技館」

**大会キャッチフレーズ**

「連携、創造、発展」

## 組合青年部講習会開催のご案内

**中央会では、下記のとおり講習会を開催しますので、**
**皆様方多数のご出席をお願い致します。**

**講習会**

**午後5時〜**

**会　場** ● シティイン和歌山 2F 会議室
和歌山市吉田432番地　TEL 073（423）2366

**テーマ** ● 時事問題セミナー
「少子高齢化時代の会社経営」
ー経営は愛・従業員は宝ー

**講　師** ● 有限会社オフィスほづみ　代表取締役　村田溥積

**講習会終了後は、交流会（ビアガーデン）の開催を予定しております。**
**なお、詳細につきましては、中央会　情報総務課　黒江までお問い合わせ下さい。**
**TEL 073（431）0852　FAX 073（431）4108**

# 全国先進組合事例

東京都

## 企業組合テニスフレンズ

楽しく健康づくりができるテニスの魅力を地域へ発信

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒144-0033 大田区東糀谷2-5-8 |
| 電話番号 | 03-3743-3699 |
| FAX番号 | 03-3743-3664 |
| 設立 | 平成12年3月 |
| 出資金 | 4,000千円 |
| 主な業種 | テニススクールの運営 |
| 従事組合員 | 4人 |
| 組合従業員 | 2人 |
| 組合員 | 4人 |
| URL | http://www1.odn.ne.jp/tennis-friends/ |

**勤務先の企業の解散に伴い、テニススクールのコーチが就労の場を確保するために企業組合を設立。顧客一人一人のニーズを反映したサービスの提供を実現**

### 背景と目的

企業に所属するテニスコーチ達が企業の解散という事態に際して、就労の場を確保することを目的に企業組合を設立した。組合では東京都大田区、町田市にテニスコートを借用し、①テニススクールの運営、②テニスコートのレンタル、③テニス関連用品の販売、④テニスに関するイベントの企画・運営等を実施しており、テニスを通じた「プレーすることの楽しさ」「仲間と過ごす楽しさ」「健康維持の大切さ」を顧客を通じて地域社会に発信し続けることを旨として、楽しく健康作りができるテニスの魅力を広く地域に発信している。

### 事業・活動の内容

テニススクールの運営では、継続した受講申し込みがあること、また、固定客層があることから堅調に推移している。テニス用品の販売事業は、ラケット試打会、ガットの張替、アクセサリーの格安販売等を実施し、売上の増加に結び付けている。テニスイベントの企画運営は、スクール受講者を対象として、親睦テニス大会、会場対抗試合等を開催し、固定客作りにおいての販売促進策として有効となっている。

### 成果

設立前の企業に所属していた時と比較すると、ノルマやトップダウンの指示に縛られることがなくなり、顧客一人一人の意見に耳を傾け、そのニーズを反映したサービスを提供することが可能となった。そのことが組合員の業務に対する意欲をより高め、以前に増して主体的に業務に取り組むことが可能になった。こうした好循環により設立以来、組合は順調に事業を展開し、結果として安定した成長を生んだ。

▲スクールのメンバー達

▲組合のコートの外観

鳥取県

# 協業組合菊水フォージング

## 未利用特許技術の活用による新素材製品に試作依頼が殺到

| | | | |
|---|---|---|---|
| 所在地 | 〒683-0851<br>米子市夜見町2923番地 | 組織形態 | 全部協業型組合 |
| 電話番号 | 0859-29-0721 | 主な業種 | 鍛工品及び機械加工業 |
| FAX番号 | 0859-29-7857 | 専従理事 | 3人 |
| 設立 | 昭和25年12月 | 組合従業員 | 63人 |
| 出資金 | 30,000千円 | 組合員 | 66人 |
| | | URL | http://www.kikusui.org/ |

**従来の鍛造技術を生かし国内でも先行事例のないマグネシウム合金鍛造製品の製造に成功し、多くの展示会等での紹介により今までにない分野の製品化に試作依頼や注文が相次いでいる**

### 背景と目的

組合設立以来、鍛造製品の加工を行っていたが、景気回復が遅れていたこともあり、組合存続のためには将来大きな部門として成長していく新製品の開発が急務であったことから、組合が保有している技術を活用した新規事業の展開を模索していた。そして、未利用特許分野に着目し鍛造用マグネシウム合金の活用が可能であることが分かり、設備投資等を行い、製品加工受注の市場開拓に取り組んだ。

### 事業・活動の内容

中国ニュービジネス協議会の未利用特許活用事業の参加企業として、マツダ株式会社が保有する「鍛造用マグネシウム合金」について活用の検討を開始し、国内の先行事例も無いことから、従来の鋼鍛造を補う新商品として取組みを決定した。平成9年に取り組みを開始して以来、諸施策を利用し試作・用途開発を始める一方、県・中央会等の支援を受け、展示会・商談会等に積極的に参加した。それを契機に、新素材の加工品として試作品の依頼等の問合せがあり、年々着実に売上が伸び新たな事業分野として確立しつつある。

### 成果

従来の顧客範囲にとらわれない市場の開拓が進み、自転車のクランクセット、カメラの望遠レンズ用鏡筒、釣りのルアーフィッシング用両軸リールに装着するスプールなど、新たな需要が生まれている。また、産業廃棄物として処分していたマグネシウム切削くずを廃フェライト粉等と焼成し脱硫効果がある多孔体として再利用する研究も進めており、新素材の製品開発力と技術力による新しい製造分野として、組合の原動力になりつつある。

▲組合HP

佐賀県

# 協同組合佐賀逸品会

頑固者6社が共同で首都圏への販路開拓を目指して

| | |
|---|---|
| 所在地 | 〒840-2212<br>佐賀郡川副町犬井道1672番地 |
| 電話番号 | 0952-45-0039 |
| FAX番号 | 0952-45-7629 |
| 設立 | 平成12年12月 |
| 出資金 | 300千円 |
| 組織形態 | 同業種同志型組合 |
| 地区 | 佐賀県 |
| 主な業種 | 食品製造業 |
| 組合員 | 6人 |
| URL | http://www.ippin.net/ |

## 県内で生産される農水産物を主な原料とする独自性の強いこだわりのある加工食品づくりを行っている（頑固者の）県内企業6社が首都圏への販路拡大を目指している

### 背景と目的

佐賀県産品を全国にPRすべく、異なる食品を製造している6社が相互扶助、情報交換の場として当初は任意組織として平成9年に発足、その後平成12年に組合として法人化した。

### 事業・活動の内容

当初の取組みは、詰め合わせ商品の開発及びネット通販システムの開発であった。ネット通販システムについては、佐賀県中央会の「ホームページ支援事業」を活用してホームページを立ち上げ、同時にネット通販を開始した。現在では、首都圏市場への販路拡大を目指した積極的な展開を図っており、具体的には「FOODEXJAPAN」への出店を行っている。また、㈲良品工房の「いいものプロジェクト」で消費者のモニタリングを受けた結果、高い評価を得ることができた。これらの活動を通じて県産品（自社商品）のPRを行っている。

### 成果

今では、個々の組合員や組合での取引が徐々にできるようになってきている。個々の組合員では東京のデパートとの取引が成立した。また、組合では18年5月に㈱フードスコープと取引開始され、さらに、「いいものプロジェクト」で消費者より高い評価を得たことから、首都圏を中心とした全国の小売店の「いいものコーナー」にて採用されることにより販路拡大ができた。

なお、個々の組合員での商品開発が活発であることから、国内外で賞を得る商品も出てきており、知名度は県内のみならず、全国区になりつつあることから、今後が期待される。

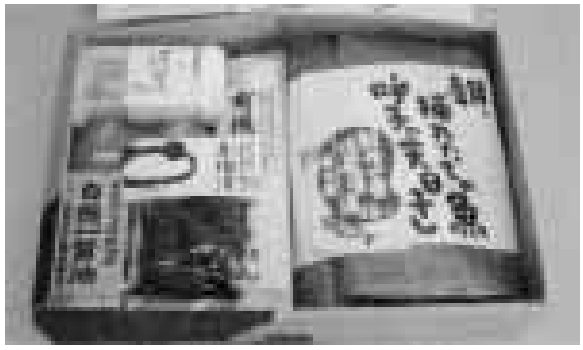

▲逸品会セット

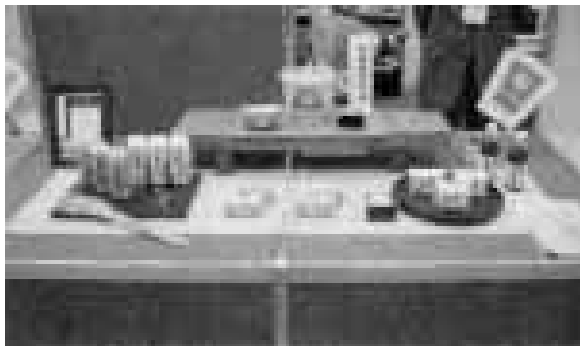

▲「FOODEXJAPAN」での展示

# 平成19年4月1日から
# 高年齢者雇用確保措置の義務対象年齢が63歳に引き上げられました

**いずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じることが義務づけられています**

① 定年の引上げ
② 継続雇用制度の導入
③定年の定めの廃止

※継続雇用制度の導入については、原則は希望者全員を対象とする制度の導入が求められますが、事業主が労使協定により、継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準を定め、当該基準に基づく制度を導入したときは、措置を講じたものとみなされます。

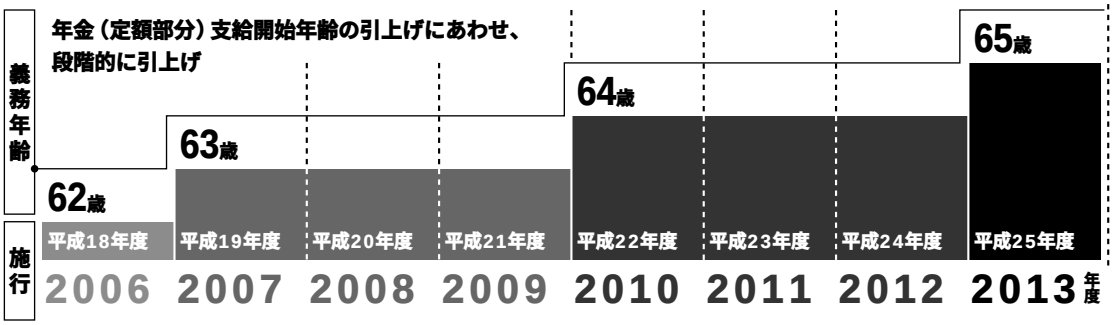


なお、上記の高年齢者雇用確保措置の実施義務化の対象年齢は、あくまでも当該期間内における高年齢者雇用確保措置の制度上の義務化年齢を定めているものであり、当該期間中に定年に到達した者の雇用終了年齢を定めているものではありませんので、ご注意ください。

このため、例えば、60歳定年の企業における、定年到達日の属する期間別の継続雇用制度等の雇用終了年齢（少なくともこの年齢に到達する日までの雇用が必要）は次のとおりになります。

**平成19年4月1日～22年3月31日**
……＞ **60歳定年到達者：63歳**

**平成22年4月1日～25年3月31日**
……＞ **60歳定年到達者：64歳**

**平成25年4月1日以降**
……＞ **60歳定年到達者：65歳**

## 高年齢者雇用確保措置の実施に当たって問題を抱えている事業主の方は…

**相談・援助**

**「高年齢者雇用アドバイザー」**から人事・労務管理制度等に関する専門的・技術的アドバイスを無料で受けられます！

**継続雇用制度奨励金**

**平成19年3月31日まで**に、65歳以上までの定年の引上げ、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入等を行うなど、一定の要件を満たした場合、「継続雇用制度奨励金」が支給されます！

詳しくは都道府県高年齢者雇用開発協会へお問い合わせください

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構ホームページもご覧下さい
**http://www.jeed.or.jp/**

**お問合せは中央会まで**
**TEL 073-431-0852**

**厚生労働省ホームページ**
http://www.mhlw.go.jp/general/seido/anteikyoku/kourei2/index.html**もご覧ください。**

# わかやま POWERでバックアップ!

和歌山パワー

平成19年度
地域労使就職支援機構事業実施内容

当機構は
・企業合同面談会の開催
・就職能力向上セミナー・講習会の開催
・再チャレンジ支援事業（トライアル雇用）の推進
・無料職業紹介
を行っております。詳しくは支援機構まで!!

## 和歌山県地域労使就職支援機構
（厚生労働省委託事業）

〒640-8227 和歌山市西汀丁26（県経済センター4F）
TEL.073-402-2111 FAX.073-425-5086
・Eメール roushi.s.s.k@carrot.ocn.ne.jp
・ホームページ http://www.waroushi.jp

構成団体／連合和歌山・経営者協会・中小企業団体中央会・商工会議所連合会・商工会連合会

# 情報連絡員報告 6月分

ＤＩ（ディフュージョンインデックス）値
ＤＩ値は景気が上向きか下向きかを表す数値です。
ＤＩ値＝増加（好転）割合　－　減少（悪化）割合
ＤＩ値＞０　…　景気上向き
ＤＩ値＝０　…　景気横ばい
ＤＩ値＜０　…　景気下向き

**業界景況／前月比**
**－42.5／前月比12.5ポイント悪化**

**前年同月比の景気動向**

増加・好転⇧　不変➡　減少・悪化⬇

| 業種 | 項目 | 売上高 | 収益状況 | 資金繰り | 業界景況 |
|---|---|---|---|---|---|
| 製造業 | 食料品 | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 繊維同製品 | ⬇ | ⬇ | ➡ | ⬇ |
| | 木材木製品 | ⬇ | ⬇ | ⬇ | ⬇ |
| | 印刷 | ⬇ | ⬇ | ⬇ | ⬇ |
| | 化学ゴム | ➡ | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 窯業土石製品 | ⇧ | ➡ | ➡ | ➡ |
| | 鉄鋼金属 | ⬇ | ➡ | ➡ | ➡ |
| | その他 | ⬇ | ⬇ | ⬇ | ⬇ |
| 非製造業 | 卸売業 | ⬇ | ⬇ | ➡ | ⬇ |
| | 小売業 | ⬇ | ⬇ | ⬇ | ⬇ |
| | 商店街 | ⬇ | ⬇ | ⬇ | ⬇ |
| | サービス業 | ⇧ | ⇧ | ⬇ | ➡ |
| | 建設業 | ➡ | ⬇ | ➡ | ➡ |
| | 運輸業 | ➡ | ⬇ | ➡ | ⬇ |
| ＤＩ値 | | －25.0 | －25.0 | －22.5 | －42.5 |

（情報連絡員40名のうち回答数40名　回答率100%）

## 総　評

前年同月比における「業界景況」判断指数（ＤＩ値：景気動向指数）は、マイナス42.5ポイントであり、同5月調査と比べて12.5ポイント悪化した。

同5月調査と比べ、「売上高」は5ポイント悪化、「収益状況」は不変、「資金繰り」は2.5ポイント悪化した。

6月の調査では業界景況に関して、情報連絡員40名のうち、「不変」との回答は19名、「悪化」との回答は19名で、「好転」との回答は2名であった。

**年間DI値（前年同月比）の推移**

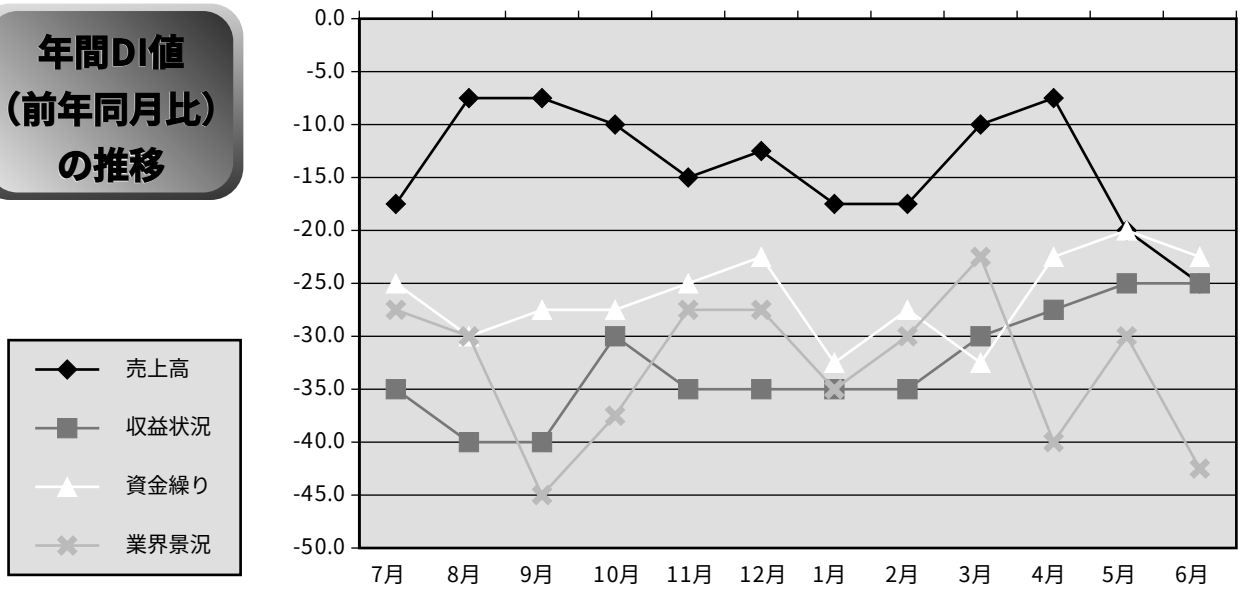

## 製造業

| | |
|---|---|
| 食　料　品 | 傷果が多いが全般的に豊作、漬込をした業者が例年より多く、又中国梅が高騰している。価格がどんな風に変動していくか様子を見る状況。（紀州みなべ梅干） |
| 繊維・同製品 | 6月頃から天然繊維、合成繊維共に値上がりしている。円高の影響も原材料、製品、輸入の採算を悪くしている。業況は低迷。（ニット） |
| | 相変わらず静かです。（紀州繊維） |
| | 毎月前年度比減少していますが、6月は特に減少が多くなりました。（手袋） |
| 木材・木製品 | 今年に入ってからの受注数は、数字的には最悪です。前年同月対比は20%減。<br>工場の稼働率は相変わらず低下している為、資金要請を行う企業は無い。（建具） |
| | 材料高、製品安で苦しんでいる企業が多くなっています。（木工センター） |
| 化学ゴム | 原料体の価格上昇は、依然として続いている模様。（化成品） |
| 窯業・土石製品 | 全体の出荷数量の比率は上昇しているが、一部のみで他地区では厳しい状況である。<br>（県生コンクリート） |
| 鉄鋼・金属 | 組合員の景況感は良好である。（住金協力企業） |
| そ　の　他 | 5月の連休明けより動きが悪く、6月に入っても動きは戻らず。（海南特産家庭用品） |

## 非製造業

| | |
|---|---|
| 小　売　業 | ボーナス前哨戦活気見られず。催事など売上努力している所と無策で客待ちの所とは差が表れている。悪いなりに創意工夫が必要ではなかろうか。（県時計貴金属眼鏡） |
| | シャッター通りを解消したいとの事で、街づくりを成功させるためのポイントをまとめたパンフレットを経済産業省が作成し、自治体や商工会議所等に配布されたとの事。ところで、和歌山市のシャッター通り旧丸正の跡地はいつオープンするのであろうか？昨年の今頃から改装工事にかかり、中心市街地事業費として6億円の補助を受ける事になっている。工事は続けられているが、近々オープンする気配は無い。（和歌山市） |
| サービス業 | 経済成長の原動力は民間の活力が活発に発動しない限り向上は困難です。原油価格・食品価格等の高騰する中、旅館宿泊料は諸物価に比例して値上げすることも出来ず、旅館経営（体力）が日増しに消耗するばかりで危機意識が高まっている。（旅館） |
| | 宿泊人員（対前年同月比）　113.9%<br>総売上　113.1%<br>1人当たりの消費単価　99.3%<br>総宿泊料金　115.0%<br>1人当たりの宿泊単価　100.9%<br>H18/1月～6月　宿泊人員　480,287人<br>H19/1月～6月　宿泊人員　546,810人<br>66,523人増（13.9%増）<br>1人当たりの宿泊単価が対前年同月比100.9%をキープ出来たので、宿泊人員増と相俟って好調に推移した。中央の景気の浸透ともみられるが…。（白浜温泉旅館） |
| | 車両販売も微増であるが、上昇気運です。整備売上もやや持ち直しの感がします。当地域では価格破壊につながる価格競争への心配があります。（田辺自動車） |
| 運　輸　業 | 物流数量はほぼ前年並であるが、燃料コスト増のため収益は悪化している。日用品関係の物流数量は減少しているが、鉄鋼関係は増であった。（市運送） |

# 充実した中央会共済制度のご案内

## ― 堂々のラインナップ！ ―

共済制度実施団体●和歌山県中小企業団体中央会 ／ 加入資格●中央会の会員に属する法人・事業主

### オーナースプラン　事業保全資金の確保と役員退職金の準備

- ゆるぎなき経営のために豊かな保障を実現します。
- 掛金のご負担は全額事業主負担です。
- 大型保障による事業保全資金の確保のみならず、生前給付保障の活用により事業継続におけるリスク対応が可能です。
- 事業継承プランも取り揃えております。

### 総合保障プラン　事業主・役員・従業員の弔慰金・見舞金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、法人の支払った掛金は損金（全額もしくは一部）として算入でき、事業主が従業員のために支払った掛金は必要経費となります。被保険者の給与にもなりません。

### 特定退職金共済制度（新企業年金保障）　従業員の退職金制度

- 掛金のご負担は全額事業主負担となり、月々の掛金は従業員一人1000円（1口）から30,000円（30口）までです。
- 掛金は損金（必要経費）として算入でき、従業員の給与にもなりません。

（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）

### パートナースプラン　個人向けの死亡・医療保障制度

- 掛金は加入者負担です。
- 死亡保障・3大疾病に備える保障・1泊2日からの入院保障をはじめ必要に応じた保障の付加が可能です。

**共済制度のご照会・ご相談は下記までご連絡下さい。**

## 三井生命保険株式会社　和歌山支社

和歌山市小松原通1丁目1−11　大岩ビル　TEL:073（432）3360　FAX:073（431）5232

※各商品の概要を簡単に説明したものです。詳細は該当の商品パンフレットをご覧ください。

## 火　災　共　済

和歌山県火災共済協同組合・和歌山県中小企業共済協同組合

普通火災共済　①火災　②落雷　③破裂・爆発　④風災・雪災
総合火災共済　上記①〜④及び　⑤物体の落下・衝突　⑥騒じょう・労働争議　⑦水ぬれ　⑧盗難　⑨水災
} 担保されます

## 自動車事故見舞金共済

他の保険と無関係で加入車輌に係る人身事故の場合、契約者に共済金が支払われます。

### 保障金額（給付総額は300万円が限度です。）

| 給付内容 | | 保障金額 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 死亡共済金 | | 300万円 | 被害の日から180日以内の死亡（1事故につき300万円） |
| 後遺障害共済金 | | 10万円〜300万円 | 後遺障害共済金 |
| 医療共済金 | 入院 | 1日につき3,000円<br>複数傷害者でもよく12,000円限度 | 300万円限度・365日限度 |
| | 退院 | 1日につき1,500円<br>複数傷害者でもよく12,000円限度 | 実通院、往診を受けた日数・300万円限度・365日限度 |

### 加入車種と共済掛金（1年間の掛金）

| 車種 | | 掛金額 |
|---|---|---|
| 自家用軽乗用自動車 | | 5,500円 |
| 自家用軽貨物自動車 | | 5,500円 |
| 自家用乗用自動車 | | 11,000円 |
| 自家用小型貨物自動車 | | 11,000円 |
| 自家用普通貨物自動車 | 2t以下 | 17,000円 |
| 〃 | 2t超 | 27,000円 |

問合先●和歌山市西汀丁26番地　TEL（073）431−3288（代）

組合代表者の皆さまへ

FUJI FIRE & MARINE

富士火災の

# 和歌山県中央会集団扱制度

**和歌山県中央会集団扱制度とは、各種損害保険を一般で加入するよりも保険料が最大約9％安くなる※お得な保険制度です。**

※保険種類・払込方法により異なります。

## グループ傷害保険

**経営安心部長**

①労災認定を待たずに保険金をお支払い！

②従業員の入替りや人数の増減の際にも報告や精算が不要！（売上高方式の場合）

③通勤途上や経営者の業務上災害も補償！

④特約により24時間補償、病気死亡による葬祭費用も実費補償！

※葬祭費用保険金は建設業の場合下請負人およびアルバイト・パートは被保険者に含まれません。

⑤入院・通院保険金は1日目からお支払い！

⑥特約により地震などの天災を補償！

⑦建設業の場合、下請負人担保・経営事項審査の加点対象！

※経営事項審査の加点となるのは、一定の条件を充足した場合のみです。

## グループ傷害保険

入院医療保険金支払特約付帯

新 経営安心部長

①お仕事中のケガはもちろん、日常の病気入院も補償！

②年齢・性別・職業に関係なく保険料は一律！

※入院医療保険金特約にかぎります。

③医師の診査は不要。各人の告知も不要！

※被保険者数が5名以上の場合に限ります。

④記名不要の人数式契約で、人の入替え時もスムーズ！

⑤全員付保の場合に掛金は全額損金処理が可能！

被保険者数5名以上かつ全員付保（一部例外を除く）が条件となります。

## 医　療　保　険

医療費用担保特約付帯

新 建保

ケガまたは病気により日本国内で一泊2日以上入院した場合

①健保の3割自己負担分をお支払いします！

②差額ベッド代をお支払いします！（日額15,000円限度）

③入退院時の交通費をお支払いします！

④ホームヘルパー費用、付添看護費用をお支払いします！

⑤最先端技術の高度先進医療費用をお支払いします！

※この広告の内容は概要の説明です。詳しくは、弊社担当者社員・代理店にご照会ください。

富士火災海上保険株式会社

〈本　社〉
〒542-8567
大阪市中央区南船場1-18-11
TEL.06-6271-2741（大代表）

〈東京本社〉
〒104-8122
東京都中央区銀座2-12-18
TEL.03-3542-3911（大代表）

HOME PAGE
http://www.fujikasai.co.jp

0120-228-386 保険もしもしコール

0120-220-557 事故受付相談サービス

中央会わかやま
8
2007.8
No.514
第514号　昭和40年11月10日第三種郵便物認可　平成19年8月10日発行（毎月10日）定価五〇円

観光筏下り（北山村）

和歌山県中小企業団体中央会
〒640-8566　和歌山市西汀丁26番地
和歌山県経済センター7階
TEL　073−431−0852
FAX　073−431−4108
URL　http://www.chuokai-wakayama.or.jp/
E-mail　info@chuokai-wakayama.or.jp

PRINTED WITH SOYINK
この情報誌は、環境に優しい大豆油インキを使用しています。
この情報誌は古紙100%を使用しています。